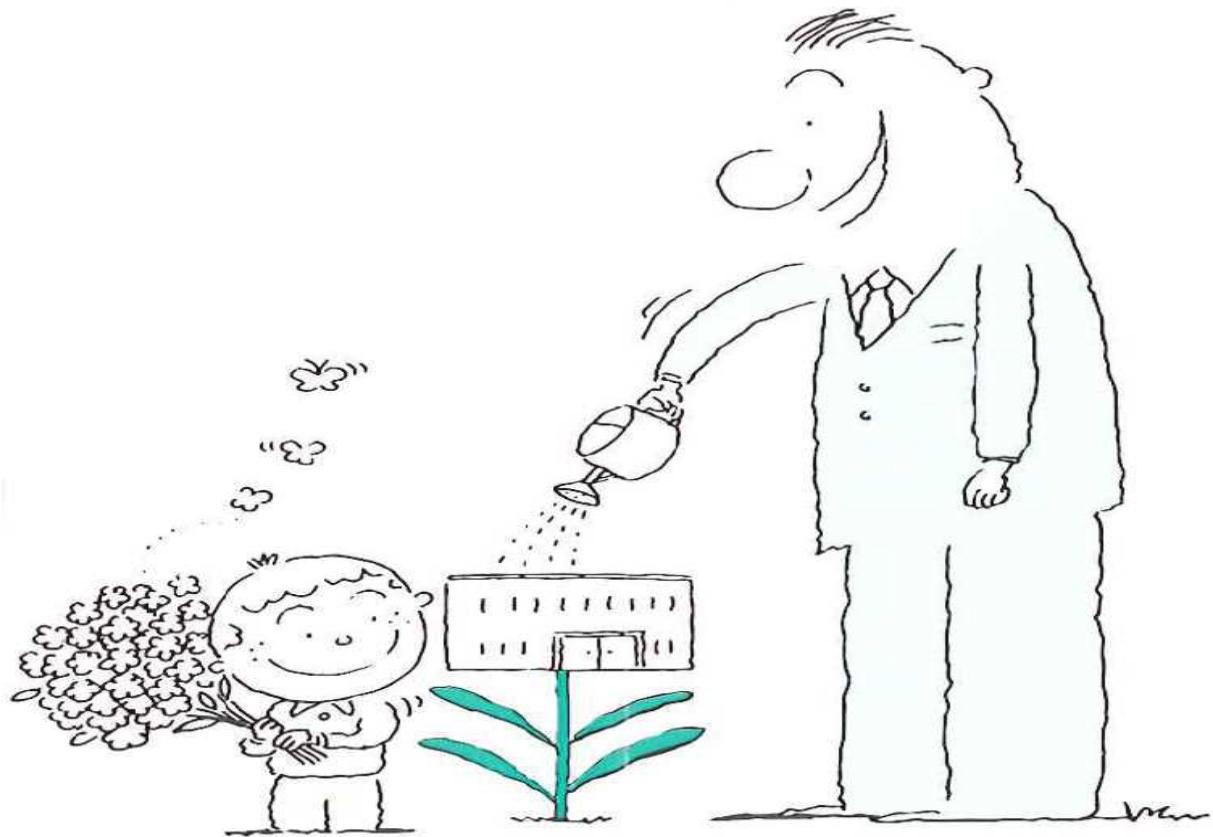


市民集会施設 建築費補助金

ご案内



札幌市では、町内会等が市民集会施設を新築、増築、改築、修繕及び購入する際の建築費用の一部を補助します。
詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。

制度の概要は、裏面をお読みください。

市民集会施設建築費補助金の概要

● 補助の対象となる団体

町内会、自治会等

● 補助の要件

- 市民集会施設の新築等が、地域福祉の向上に寄与すること。
- 市民集会施設の新築等について、町内会の総意を得ていること。
- 新築、購入の場合は、おおむね500m以内に集会施設がないこと。
- 申請年度内に建築できること。
- 改築（バリアフリー化含む）の場合は、建築費用が50万円以上であること。
- 貸室に冷房機器が1台も設置されていない場合の冷房機器（1室分）の設置であること。

など

● 補助の対象とならない費用

- 土地の購入、整地等に関する費用
- 地質調査、設計に関する費用
- 外構工事に関する費用
- 備品購入に関する費用（下記①～⑤を除く）
 - ① 省エネを目的とした暖房機の更新
 - ② LED
 - ③ 除雪機
 - ④ 簡易資材倉庫
 - ⑤ AED



- 寄附等を受け住民負担を要しないもの など

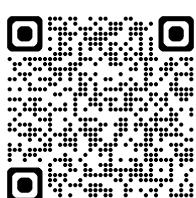
● 補助金の額

建築費用（補助対象費用）の1／2以内、上限額1,800万円となります。

※バリアフリー化のみの場合には限度額は150万円となります。新築・増築・改築・購入にバリアフリー化が含まれる場合には、上記に150万円を加えた額を上限とします。
※上記冷房機器設置の場合、限度額は40万円となります。新築・増築・改築に冷房機器の設置が含まれる場合には、上記に40万円を加えた額を上限とします。

● その他

本事業は、予算の範囲内において執行するため、申請を行っていただきましても補助を受けることができない場合がありますので、申請前に必ず各区地域振興課にご確認ください。



札幌市 市民集会施設 補助制度



さっぽろ市
02-D01-25-812
R7-2-600